

最先端・次世代研究開発支援プログラム公募・選定等の方針

平成 22 年 3 月 15 日
平成 23 年 1 月 25 日改定
総合科学技術会議
次世代プログラム運営会議

次世代プログラム運営会議(以下「運営会議」という。)は、最先端・次世代研究開発支援プログラム(以下「プログラム」という。)の公募・選定等に関して、以下の方針を決定する。

1. 対象の詳細な要件

(1) 研究者の年齢に係る要件は、以下のとおりとする。ただし、女性研究者については、この限りでない。

平成 22 年 4 月 1 日現在

- ① 次の②、③、④を除く研究者 : 満 45 歳以下
- ② 医学、歯学又は獣医学を履修する4年制の博士課程修了者
: 満 46 歳以下
- ③ 法律(医師法(平成 12 年の法改正前)、歯科医師法又は獣医師法)に定める臨床研修を修了した者で、医学(次の④を除く)、歯学又は獣医学を履修する4年制の博士課程修了者 : 満 47 歳以下
- ④ 医師法(平成 12 年の改正法)により義務づけられた2年以上の臨床研修を修了した者で、医学を履修する4年制の博士課程修了者
: 満 48 歳以下
- ⑤ 育児休暇を取得した者については、取得期間に関わらず、①から④の上限年齢を2歳引き上げる。

- (2) 自己の責任で主体的に研究を進めることができる研究者であることの確認は、例えば、大学等に所属する研究者の場合
- ・ 固有の研究スペースを有していること
 - ・ 学生や他の研究員等の指導を行う立場にあること
 - ・ 自己の研究に係る論文については、責任著者の立場であること
 - ・ 自己の責任と権限により、使用することが可能な研究費を有していること
- 等を審査において判断することにより行う。

2. 評価の観点

評価の観点として、以下の2点を重視する。

- これまでの論文等の内容から将来の活躍が期待されること
- 研究課題の視点・アイデアが斬新であること

3. 選定体制

(1) 総合科学技術会議による研究者・研究課題の決定

総合科学技術会議は、運営会議が作成した研究者・研究課題決定案に基づき、研究者・研究課題を決定する

(2) 運営会議による研究者・研究課題決定案の作成

運営会議は、公募・審査実施機関の審査結果を基に、以下の手順で研究者・研究課題決定案を作成する。

- ① 公募・審査実施機関による審査結果の妥当性を確認。
- ② 審査結果において上位一定割合に含まれる提案を抽出する。
- ③ ②以外の提案について、審査結果の高いものから順に、女性研究者からの提案及び地域の特色を活かした提案を優先的に抽出することとし、各都道府県の提案が最低1件は含まれるよう配慮する。

(3) 公募・審査実施機関による審査作業

公募・審査実施機関(独立行政法人日本学術振興会)は、以下の手順により、グリーン・イノベーションとライフ・イノベーションとを区分し、それぞれにおいて順位付けされた審査結果をとりまとめる。

- ① 公募・審査実施機関において
 - グリーン・イノベーション及びライフ・イノベーションに共通な審査手順とすること
 - 重視する評価の観点(研究者の将来性、研究課題の視点・アイデアの斬新さ)を踏まえた審査項目とすること
 - 民間の有識者を含めた専門家による審査体制を構築することを含めた適切な審査方式を定め、審査を開始するにあたり、あらかじめ審査方式について運営会議の了承を得ることとする。
- ② 公募・審査実施機関は、定めた審査方式に基づき、提案の審査を行う。その際、提案毎の適切な配分額を検討するとともに、地域の特色を活かした提案であると認められるものについては、特色の内容及び重要性を特記する。

(4) 選定過程における透明性の確保

プログラムの透明性を確保するため、公募・審査実施機関から必要な情報の提供を受けつつ、内閣府において以下の内容を公表する(①～③は、グリーン・イノベーションとライフ・イノベーションとに区分)。

- ① 公募受付終了時に、応募件数
- ② 審査終了後に、公募・審査実施機関において審査に関与した全ての審査員の氏名、所属機関名及び役職名
- ③ 研究者・研究課題決定後に、選定結果に係る以下の事項
 - 採択件数及び不採択件数
 - 採択された研究者の氏名、所属機関名及び役職名
 - 採択された研究課題の課題名及び配分額
- ④ 運営会議開催後に、運営会議の議事概要

また、内閣府は、公募・審査実施機関から必要な情報の提供を受けつつ、不採択となった提案の応募者に対し、不採択である旨の他、不採択理由及び不採択提案中におけるおよその順位を通知する。

4. 経費の執行

経費の執行は、以下の事項に適合するよう行うものとする。

- (1) 直接経費の用途は、物品費、旅費、謝金、人件費(研究者、研究支援者及び研究補助者)、施設等の借料、会議開催費、機器・器具等のレンタル・購入等、研究開発の実施に直接必要なものとする。研究開発施設を整備するための支出は認めない。
- (2) 間接経費の執行等に関しては、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」(平成 21 年 3 月 27 日最終改正 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)によることとし、間接経費の額は、直接経費の 30%に相当する額とする。
- (3) 直接経費の費目は、「物品費」「旅費」「謝金・人件費等」「その他」に区分し、各費目間における流用は、各年度予算額の総額のそれぞれ 50%の範囲内であれば、公募・審査実施機関への手続きを経ることなく行うことができる。
- (4) 研究目標以外の研究計画の変更は、研究者の判断により行うことができることとし、研究計画の変更等に伴い発生した未使用の助成金は、最終年度を除き、返還することなく引き続き翌年度に使用できることとする。

5. その他

本方針、「最先端・次世代研究開発支援プログラム運用基本方針」(平成 22 年2月 3日 総合科学技術会議)及び「最先端・次世代研究開発支援プログラム骨子」(平成 21 年1月 21 日 科学技術政策担当大臣と総合科学技術会議有識者議員との会合合意)に定めることのほか、プログラムの実施に必要な事項は、これらの文書その他運営会議が作成する文書、並びにこれらに基づき内閣府が作成する文書と整合を図りつつ、公募・審査実施機関が定めることとする。

6. 追加事項

以下の事項を追加する。

- (1) 運営会議は、研究者・研究課題決定案の作成にあたり、国民への説明責任を果たすため、応募者に対して平易な言葉で説明した研究概要の提出を求める。

- (2) 提出された研究概要は、当該提案が採択された場合には、公表する。